

○総務省告示第五百二十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

別表第二十三号中

設備規則第49条の7の2に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA1
設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA2

を

設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備

DMCA2

に改める。

